

平成30年度 石狩市教育委員会会議（7月定例会）会議録

平成30年7月24日（火）

開 会 13時30分

第2委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 鎌 田 英 暢	○		
委 員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長（兼文化財課長）	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	佐 藤 辰 彦
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	佐々木 宏 嘉
教育支援センター長	開 発 克 久
特別支援教育担当課長	森 朋 代
市民図書館副館長	清 水 千 晴
学校給食センター長	小 島 工
厚田生涯学習課長	相 原 真 一
浜益生涯学習課長	宇 野 博 徳
生涯学習部参事（指導担当）	照 山 秀 一
生涯学習部参事（地域資料担当）	工 藤 義 衛
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	古 屋 昇 一

議事日程

日程第 1 署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について

議案第 2 号 平成30年度石狩市奨学生の決定について【非公開】

日程第 3 教育長報告

日程第 4 協議事項

① 教育委員会の点検・評価（平成29年度分）について（継続協議）

日程第 5 報告事項

① 統合校の校名選定について

② 第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について

③ はまます郷土資料館の再オープンについて

④ 食物アレルギー対応給食の提供について

⑤ 学校給食費の未納者に対する支払督促申立について

⑥ 鮭の博物誌刊行中止に伴う事後処理の状況について

日程第 6 その他

日程第 7 次回定例会の開催について

開会宣告

（鎌田教育長）ただ今から、平成 30 年度教育委員会会議 7 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（鎌田教育長）日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、門馬委員にお願いします。

日程第 2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第 2 議案審議を議題と致します。

議案第 1 号 石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について

(鎌田教育長) 議案第 1 号「石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について」、事務局より提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 本件は、先の第 2 回市議会定例会におきまして、来年 4 月 1 日から石狩市学び交流センターに指定管理者制度を導入できるよう条例を改正するということが議決されたことを受けまして、この条例の施行規則につきましても指定管理者制度導入に対応できるようにするために、一部改正を行うものとするものであります。詳細は東社会教育担当次長から申し上げます。

(東社会教育担当次長) 議案第 1 号「石狩市学び交流センター条例施行規則の一部改正について」、ご説明申し上げます。資料につきましては 1 ページから 4 ページです。佐々木生涯学習部長から説明申し上げましたとおり、条例案が可決をされましたので具体的な規則について制定するものでございます。具体的な改正箇所でございますが、まず 1 ページ、左側の改正前の第 2 条（開館時間及び休館日）はこれまで規則において規定をしておりましたが、この度条例に追加をいたしましたので規則からは削除するものでございます。次に第 3 条（使用の承認）におきましては、条例に先の開館時間及び休館日を追加した関係上、条例第 3 条が条例第 4 条になるなど、1 条ずつずれることによる修正をいたしております。また規則の第 2 条を削除することに伴いまして、石狩市学び交流センターには教育委員会の説明という文が抜けますので、その分の説明を追加するほか、第 4 条（使用料の減免）と第 5 条（使用料の還付）におきましても、条文番号の修正等を行っていきたいと思います。次に 2 ページになりますが、第 10 条であります。1 項におきましては、指定管理者制度を導入した場合、該当の条文において、委員会を指定管理者と読み替えるなどを規定しております。2 項におきましては、「使用」を「利用」に読み替えるなど、必要な読み替えを規定しておりますが、具体的には指定管理者が料金を収受する場合に必要な読み替えをしようとするものでございます。この第 10 条の新設に伴いまして、旧第 10 条を第 11 条に改めるという形で、4 ページ目の第 11 条が第 10 条から変わっていくという

こととございます。大きな変更点につきましては以上でございます。当該規則につきましては、条例施行月日と同日の平成 31 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。宜しくご審議を賜りたいと思います。私からは以上でございます。

(鎌田教育長) ただ今、提案説明のありました議案第 1 号につきまして、ご質問等ございますか。

(松尾委員) この規則は平成 31 年 4 月 1 日から施行されると思いますが、それまでのスケジュールというものを告示いただければと思います。

(東社会教育担当次長) 今後のスケジュールでございますが、この案件につきましては非公募で行うことを予定しており、本年第 4 回市議会定例会に係る議案を提出し、指定管理者の議決をいただくよう取り進めたいと考えております。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にご質問等はございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第 1 号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第 1 号については、原案どおり可決しました。

議案第 2 号「平成 30 年度石狩市奨学生の決定について」を非公開とする件

(鎌田教育長) 次に、議案第 2 号「平成 30 年度石狩市奨学生の決定について」は、教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 9 号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、非公開とすることに決定しました。

日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。お手元に資料をお配りしておりますが、事務局から追加や補足等はございますか。

なし

(鎌田教育長) 委員の皆さんからご質問等はございますか。

(門馬委員) 7月2日に平成30年度第1回教育支援委員会が開かれたとありますが、これはどういうメンバーで何を議論する場ですか。

(森特別教育支援担当課長) 教育支援委員会は支援が必要なお子さんたちのニーズを把握して、それに伴ってどういう学びの場が必要なのか、どういった支援を行っていくのかということ協賛していく委員会になっております。メンバーといたしましては、大学の先生や医者、学識経験者、学校の先生方、通級指導教室の先生、及び市のコーディネーターの代表、保健福祉部から福祉事業の代表や市の保健師等がメンバーとなっております。

(門馬委員) 市内の教育支援が必要な子ども達の教育に関して、どういう方向を持つかの全体的な議論をする場なのですね。この会議は年に何回ぐらい開かれますか。

(森特別教育支援担当課長) 全体の場合では大きくこういう方向で支援していきますということをごちから提案していきませんが、議題といたしましては、やはり個々の事例に対しまして、どのような支援が必要なのか、例えば「通常学級が適切か」、「支援学級が適切か」という学びの場について話し合いをして、どんな配慮をしていくのかということについて、専門家からのご意見を聴取して相談、協議をする場として、年5回開いております。

(門馬委員) 例えば、A君、Bさん、Cさん、個別に「この子に対してこうですね」、「こういう支援ですね」というのは具体的にやっていくのですか。

(森特別教育支援担当課長) はい。一人一人の資料を作成いたしまして、協議しております。

(門馬委員) わかりました。ありがとうございます。

(鎌田教育長) 他にございますか。

(松尾委員) 7月3日に行われた、石狩小学校円形校舎利活用検討委員会について、第1回会議ということでどのような雰囲気だったのか教えていただければと思います。

(佐々木生涯学習部長兼文化財課長) 委員の顔合わせと、実際に石狩小学校の校舎を視察することが主でございました。委員構成としては、文化財保護審議会から2人、学識経験者4人、学校の関係者ということで石狩小学校の校長と同窓会から1人ずつ、それから本町地区で活動する団体ということで連合町内会と石狩海辺ファンクラブ(NPO)から1人ずつ、合計10人でございます。

(松尾委員) 今後はどのような開催スケジュールなのでしょうか。

(佐々木生涯学習部長兼文化財課長) 今年度は5回の開催を予定しており、新年度に1～2回開催し、最終的な結論を得るという予定です。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、教育長報告について了解ということよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) それではご異議なしと認め、教育長報告について了解をいただきました。以上で、日程第3 教育長報告を終了します。

日程第 4 協議事項

(鎌田教育長) 次に、日程第 4 協議事項を議題といたします。

協議事項①「教育委員会の点検・評価（平成 29 年度分）について（継続協議）」

(鎌田教育長) 協議事項①「教育委員会の点検・評価（平成 29 年度分）について（継続協議）」、事務局から説明をお願いします。

(安崎総務企画課長) 教育委員会の点検・評価（平成 29 年度分）につきまして、6 月の定例会で提示させていただいた原案について、教育委員の皆様からご意見等をいただき、各課で修正作業を行っております。8 月の定例会で確定をしまして、外部評価委員会に諮るスケジュールとしておりますので、8 月定例会において修正部分についてご説明したいと考えております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から説明がありましたが、ご質問等はございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 今後も引き続きありますので、どうぞ宜しくお願いいたします。それではご異議なしと認め、協議事項①を了解いたしました。

日程第 5 報告事項

(鎌田教育長) 次に、日程第 5 「報告事項」を議題とします。

報告事項①「統合校の校名選定について」

(鎌田教育長) 報告事項①「統合校の校名選定について」、事務局から説明をお願いします。

(安崎総務企画課長) 私から「統合校の校名選定について」、報告させていただきます。(仮称) 石狩・八幡小学校と(仮称) 厚田小中学校の2つの設立準備委員会において統合校の校名を募集し、この度選考が行われました。まず、(仮称) 石狩・八幡小学校設立準備委員会での選考は7月12日に行われました。校名の募集につきましては6月1日から6月30日まで、応募方法は、応募資格を市内在住の方としまして、校名は「1人1点」、その校名を考えた理由や想いを記載していただき、応募用紙、メール、郵便等で広く受け付けられるような形をとりました。お手元の資料でご覧のとおり70件の応募、校名としては35件の校名案が寄せられました。そのうち複数の方から応募があった校名は9種類となっております。公募により校名を選考するにあたりまして、誰が最終決定を行うのかということでございますが、以前、双葉小の校名を決める際には児童の投票で決めた経緯がございます。石狩小学校と八幡小学校の両校は、昭和50年代に開校しました紅葉山小学校・若葉小学校と比較にならない歴史があります。学校整備の具体策案の説明会等で地域からは石狩小学校の閉校にあたり、「“石狩“という名前は残してほしい」という声が多く寄せられました。「子供に最終判断を委ねるとこれまでの両校の歴史や地域の声を理解した上で判断を下すことができるだろうか」、「やはり大人が最終判断をして大人の責任で決めるべきではないか」という意見と、それに対し設立準備委員会で歴史や地域の声などの意を汲み取った校名候補を選び投票させれば問題ないのではないかという意見もあり、最終判断を設立準備委員会の協議で決定するのか、それとも設立準備委員会で校名候補を絞った上で子供たちの投票などによる結果にするかは、前回5月の会議において今回の公募の結果をみて判断するということとしておりました。この度の公募の結果の感想として委員の皆様からは、「前提として公募で多かった校名を自動的に選ぶわけではないが、19人の方から最多の応募があった石狩小学校の長い歴史、校名を残してほしいという地域の声は尊重しなければならない」「特に50歳以上の方が校名を石狩小学校としたいという願いが根強い」「子供たちの応募があつて嬉しい」「子供たちはそれぞれ母校に愛着を持っているが統合後は仲良くやっていきたいという願いを持っている」「石狩・八幡どちらに偏ることなく新たに決めたほうがよい」「歴史の違いは無視できないが自由な発想をもたなくてはならない」「無難なのは石狩八幡」「統合を行えばどこかに痛みは残ってしまう」というようなご意見がございました。

その後の協議における大きな論点として、一つは「石狩小と八幡小の地域は、石狩の教育が始まった地域であり、明治時代の石狩学校から分離した石狩学校若生分校は、後の若生小、石狩東小へと続き、現在の八幡小学校に繋がっており、そのルーツは同じであることから統合校を石狩小学校という名称にしても、お

かしくはなく、強引なことではない。自治体の名前のついた最も長い歴史を持つ小学校の名前はこの地域でしかつけられないものでありここで途切れさせてよいのか。」という考えでございます。説明会や公募においてもその願いは強く現れており、その点を尊重すべきではないかというものです。

もう一つは、「石狩小・八幡小の両校に通学する子供は現在通う学校に愛着を持っている。一方、統合後、心をひとつに仲良くやっていきたいという思いが強い。石狩小学校の長い伝統、地域の声は十分理解するが、どちらかに偏ることなく新しい学校として再出発した方がいい。」といった大きくこの二つの意見に分かれていたと思います。

最終的には学校の先生方の協力によって、歴史ある両校の統合であることなどの意味合いを子供たちに伝えていただき、児童も公募に参加し子供たちの意思が反映されていることから、設立準備委員会で決定するということとなりました。委員長は委員の協議により一つの案に絞るように苦心をされましたが、議論が尽きなく、一つにまとまらないこともあり、委員の発議により、校名候補を「石狩小学校」と「石狩八幡小学校」の二つに絞った上で、最終的に委員の投票で決定することとなり、選定された校名が「石狩八幡小学校」ということで選考されております。

次に、(仮称)厚田小中学校設立準備委員会における校名の選定結果について7月18日に開催された設立準備委員会において選考作業が行われております。募集期間は6月18日から7月11日までの24日間。「1人1点」の応募、考えた理由や想いを記載いただくこと、応募用紙、メール、郵便で受付するのは石狩・八幡と同様でございますが、応募資格については、設立準備委員会の検討の中で「厚田区にお住まいの方」という地区限定で行うこととしたところです。応募総数は39件、25件の校名案がございました。複数の方から応募のあった校名は8種類となっております。新たな学校種である義務教育学校の校名を決めるということから、「〇〇学校」、あるいは「〇〇義務教育学校」、「〇〇学園」など色々なバリエーションがありますので、委員の皆さんも当日は悩まれておりました。「やはり『厚田』という地域名は入りたい」という想いや、「今後長く使用していく校名としてふさわしいもの」、また「子供たちにとってわかりやすい校名が望ましい」といった意見のほか、「〇〇小中学校は僻地を連想させるのではないか」、「学園という言葉はこれまで私立のイメージが強いが最近では公立の義務教育学校や小中一貫校の校名に多く使われていることから今後は抵抗感なく受け止められていくだろう」との意見もございました。検討を行っていく中で、大人と子供も含めて応募された多くの方が使っていたのは、「厚田」「あい風」「学園」という3つのキーワードであることから、それをピックアップするとともに、それらを組み合わせた校名が誰もが理解していただける校名になるのではないかと。

実際に複数の方から応募いただいております。最終的に「あい風」という言葉を組み入れるかどうかという点を協議した結果、組み入れない形の「厚田学園」という校名が選定されております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から両校の設立準備委員会での校名の選定について経緯、結果についての説明がございました。今後、学校設置条例の一部改正案を議会に提出し、議決を経て最終的に決定することになると思います。今の報告について、ご質問等があれば受けたいと思いますが何かございますか。

(門馬委員) 今後のスケジュールをお知らせいただけませんか。

(安崎総務企画課長) 8月21日に教育委員会の臨時会を予定しておりまして、9月開催の第3回市議会定例会に提案する補正予算や、本件に関わる議案を審議していただきたいと思っており、それまでに議論を深めていただきたいと思っております。

(門馬委員) わかりました。

(松尾委員) 応募資格について、市内や厚田区内というようにそれぞれ限定しましたが、その枠の外からご意見を出された方はありましたか。

(安崎総務企画課長) (仮称) 厚田小中学校設立準備委員会の公募の方で、資料の最後に掲載している校名については、東京在住の方が出されたということで資料には載せておりますけども、選考の対象にはなっておらず、この1件だけです。

(松尾委員) それで最終的に正式名称として選考されたのは「石狩市立厚田学園」ということですね。わかりました。

(鎌田教育長) 他にございませんか。

(山本委員) 最後の厚田学園についてなんですが、「あい風」を組み入れなかった理由について、ご意見はあったのでしょうか。

(安崎総務企画課長) 何名かの委員から、「あい風」という言葉が使われたのが10年位前からではないのかという発言がありまして、いつも使っている馴染み

の言葉ではないというような意見があり、協議した結果、最終的に「あい風」を外したということになっています。

(鎌田教育長)「あい風」というのは、いわゆる漁師さんで使われる言葉ですか。

(佐々木生涯学習部長) 議論の中ではそういう話が出ていました。農家の方たちには馴染みがないというような話でした。

(門馬委員)「あい風」という言葉は、厚田の住民みんなが使っていたわけではないのですね。

(佐々木生涯学習部長) 会議ではそういう議論でした。合併前から厚田村の総合計画の中では「あい風」という言葉はよく使っておりましたが、意外と浸透してなかったということかと思います。

(鎌田教育長) 厚田小学校の地域開放型図書館は「あいかぜとしょかん」という名称で何の問題もなく付けられたのですが、意外と浸透していなかったとのですね。

(松尾委員) 日本海側に残る言葉で、厚田地域だけではなく北陸地方でも使われると、以前聞いたことがあったような気がします。

(佐々木生涯学習部長) 辞書等によると日本海側沿岸で北よりの風を広く指す言葉だと出ております。

(山本委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 両校の設立準備委員会の中では、石狩小と八幡小の統合校については「石狩八幡小学校」という名前、厚田の新しい統合校につきましては「厚田学園」というふうを選定されたということを受けまして、先ほど説明のとおり 8 月 21 日の臨時教育委員会会議の中で学校設置条例の一部改正案を審議し、議会の可決を経て正式決定するということになりますので、宜しくお願ひしたいと

思います。それでは、ただ今の報告事項①については、了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

報告事項②「第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について」

(鎌田教育長) 次に、報告事項②「第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について」、事務局から報告をお願いします。

(佐々木学校教育課長) 報告事項②「第三期石狩市教育委員会特定事業主行動計画の取組状況について」ご説明申し上げます。資料の5ページと6ページをご覧ください。平成26年4月に急速な少子化への対応として、子供が健やかに生まれ育成される社会の実現を目指した次世代育成支援対策推進法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、特定事業主と位置付けられている市教委としても新しい行動計画の策定が必要となり、新たな行動計画について平成27年12月の教育委員会会議で決定していただいております。この法の趣旨としましては社会全体で仕事と家庭の両立が図られる理解を深めるとともに、事業主は雇用する職員のために子育てがしやすい労働環境の整備や取組を行いたいというものでございます。本市の計画の中には取組状況について具体的な数値目標を盛りこんでおり、毎年公表していくこととしています。その数値目標の結果がお手元の資料になりますが、参考として、前年の状況も下段の方に掲載しております。小学校と中学校のそれぞれの取得状況の欄につきましては、あくまでも取得者の平均となっておりますので宜しく願いいたします。それでは資料の中身についてご説明させていただきます。

まず、配偶者出産休暇の欄を見ていただければと思います。これまでも学校種によりその年度により全ての方が取得できている場合とできていない場合がございます。資料には掲載しておりませんが、過去5年間の取得日数の経年変化を見ると若干の増減があるものの、平成27年以降につきましては数値目標の2日を上回っている状況となっております。小学校で2.1日、中学校では1.9日となっております。次に育児参加休暇の欄でございます。取得状況としましては平成28年に比べ取得者、取得日数ともに増えており、小学校で3人の先生が平均で1.8日、中学校で3人の先生が平均0.8日となっておりますが、目標と

している3日までは達していない状況でございます。次に、育児休業の欄をご覧ください。女性職員に関しましてはこれまでどおり100%の取得率となっております。男性は今まで取得者がございましたが、最近初めて1名の取得がございました。最後に年次有給休暇の欄ですが、過去5年間の経年変化を見ますと、中学校は概ね変動はございません。小学校につきましては、ここ2年間は13日台となっていました。平成29年は14.7日と目標の15日までもう少しという状況になってきてございます。目標を達成できない要因といたしましては、免許の更新講習や新たな対応を求められている外国語活動や今年から始まった道徳など様々な講習や研修が長期休業中に設定されており、連続した休暇が取得にしくなっていると推測しているところでございます。とはいえ、教職員にとっては長期休業中がまとめて有給休暇を取得するチャンスとなっておりますので、今年度から始まる学校閉庁日ともあわせ、4月の校長会議・教頭会議において改めて行動計画での目標値や市内の取得実績をお伝えしまして、この長期休業中に計画的な年次有給休暇の取得を促すよう周知を行ったところでございます。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から報告がありましたこの報告事項②について、ご質問等あれば受けたいと思います。いかがでしょうか。

(松尾委員) 最初に確認したいのですが、年次有給休暇というのはそもそも年間何日認められているのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 最高で取得できるのは40日です。1年間で20日付与され、残した分は繰越されて最大40日となります。

(松尾委員) 基本的に20日ある中で15日取りましようというのがこの目標数値なんですね。やっぱり中学校のほうがなかなか取れないのかなという印象です。質問になりますが、配偶者出産休暇の取得状況に関しては、取得された方は目標数値1人あたり2日に近いぐらいの取得状況かと思いますが、取得していない方が随分いらっしゃいますね。特に中学校においては13人対象者がいて4人しか取っていない。これは配偶者の方が出産するときの付き添いなどで取得するものになるかと思いますが、全て数値目標を立てているものではありませんけども、特にここに関しては想像するに、傍にいてほしいときなどに取得するものなのかなと思うんですけど、そのあたりについてもう少し詳しく状況だとかわかればお話していただければと思います。

(佐々木学校教育課長) 配偶者出産休暇の部分につきまして、松尾委員のご指摘のとおりだと私も思っております。ただ、この出産に関わる日が土・日曜日であったという部分もあるかと思えます。その他に、今回の数値でしか読みとることができないですが、育児参加休暇の方が昨年に比べて上がっているという部分があるので、当然出産の時には立ち会ってほしいという想いはあると私も思います。ですが、その日々の職の内容によって出産の時なのか、出産が終わってお子さんがいるような家庭の場合は子育てのほうにケアをしようかという、どちらかに振り分けたのではないかと推測しております。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にご質問等はありませんか。

(山本委員) 4種類の休暇と休業についてですが、取得することによって給料が発生しないというのは育児休業だけですか。

(佐々木学校教育課長) はい。そのとおりです。

(山本委員) どの種類の休暇を取得するかとした場合、例えば配偶者出産休暇では取得せず、有給休暇を充てているという可能性もあるのでしょうか。

(佐々木学校教育課長) 推測でしかないのですが、確かに配偶者出産休暇と育児休暇につきましては特別休暇という扱いですが、年次有給休暇については通常皆さんが取られる休暇なので、そういう部分で年次有給休暇として取得してしまう方もいると推測しています。

(山本委員) せっかくある制度なので全部利用してもらえればいいとは思いますが、なかなか職場の雰囲気としてまだ配偶者出産休暇も取り、育児参加休暇も取り、有給休暇も取るとなると、周りから「休んでばかり」と思われる雰囲気もまだまだ日本の学校の中にはあるのではないのかなというのが結果に現れているのではないのかと思います。職場の雰囲気全体として、男性も取れるようになればいいのにはと思いますね。

(鎌田教育長) 制度はできあがっているのですが、なかなか成熟していないという課題がございますので、その点も含めて検証しながら制度を広めていかないといけないのかなと思っています。これは先生方ではなく我々市職員も同じで、

社会全体でしっかり取得できる環境になって、それぞれ皆さんが努力していくことを願いたいと思います。他にご質問等はございますか。

質問なし

(鎌田教育長) それでは、この件については了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項②につきましては了解しました。

報告事項③「はまます郷土資料館の再オープンについて」

(鎌田教育長) 次に、報告事項③「はまます郷土資料館の再オープンについて」、事務局から説明をお願いします。

(佐々木生涯学習部長兼文化財課長) はまます郷土資料館の一般公開の再開について、ご説明いたします。資料は別紙2となります。はまます郷土資料館は昨年の9月の大雨災害によって隣接する小河川が氾濫し、大量の土砂が館内に流れ込んだほか、入口の石造り階段の一部が破損するといったような被害を受けました。それ以降は臨時休館とし、平成29年度補正予算で繰越明許費を設定して館内の土砂撤去、歪んだ屋根の改修、小河川の改修工事などを行うこととしてございました。これらのうち、館内の土砂撤去はすでに完了し、屋根の改修は今月の下旬に完了する見通しになりましたので、竣工後に館内の清掃や展示などの作業を行ったうえ、8月10日の金曜日に再オープンいたします。再開後は館内展示を改善するとともにイベントなども開催する予定です。

(宇野浜益生涯学習課長) 私から再オープン後の取組について、別紙2に基づいてご説明申し上げます。まず(1)展示方法等の工夫、改善についてですが、①としまして、当館が浜益のニシンの歴史全般を伝える役割を持っていることを踏まえまして、館内スペースを「漁業・漁具エリア」と「生活文化エリア」に大別し、テーマ性を持たせた配置といたします。従いまして、被災前にあった展示品をそのまま元に戻すだけに留まらず、展示品の配置や配列につきまして判りやすさの視点で見直ししたいと考えています。次に②といたしまして、これまで

年代を表記していなかった写真などがあったため、これを整理し時代別・年代別に展示するよう工夫したいと考えています。次に③といたしまして、漁具の展示につきましては、作業工程が「海から陸」へと順にわかるように、展示物については可能な限り配置をしたいと考えています。以上の常設展示の工夫の他には、ソフト事業にも取り組んでいきたいと考えています。具体的には④としまして「もっこ背負い体験」の実施（「もっこ」とは、古くニシン漁が栄えた時代に、浜に揚げたニシンを入れて背負い、加工場まで運ぶために使われた木製の箱のこと。）ということで、これを当時と同程度の重さのものにニシン（作り物）を詰めて、実際の作業の大変さを疑似体験してもらえるコーナーを設置したいと考えています。

また（２）の特別企画につきましては、期間や時期を定めたソフト事業となりますけれども、①の一般観覧者の無料開放につきましては、再開時期がお盆の時期となることから浜益出身者の方が多数帰省することや、この間の休みを利用して浜益までお越しになるという方もおられることを想定し、この資料館に立ち寄っていただくことで故郷への思いを新たにできる機会とすることやまた歴史や文化を通じた浜益の魅力を知っていただく絶好の機会であり、オープン日の８月１０日から８月１５日までの期間を特別に無料開放にしたいと考えております。また②のニシン漁の歴史講話といたしまして、８月１１日（土）に区内の小中学生を対象とし、ニシン漁の歴史に詳しい地元の住民からニシン漁が栄えていた当時の話をしていただいたり、③の「もっこ」ペン立て木工体験につきましては、「もっこ」という道具をモチーフとしたミニチュア版のペン立て工作体験ということで、小中学生のほかに一般の方にも体験してもらえよう、開館期間の毎月１回、日曜日に実施する予定でございます。こうしたことを通しまして、子供たちがニシン漁の道具のひとつである「もっこ」の構造を理解して、ニシン漁そのものに興味・関心を示してもらえたらいいと考えています。はまます郷土資料館は教育学習施設また観光施設として利用の促進が期待されているところです。今後も常設展示の見直しや特別展示の企画、またソフト事業の充実、さらには同じ浜益区内にある、荘内藩ハママシケ陣屋跡地との連携も含めまして、引き続き取り組んでいきたいと存じます。私からは以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局より「はまます郷土資料館の再オープンについて」、特別企画の内容も含めて説明がありました。何かご質問等はございますか。

（山本委員）特別企画などの告知方法はどのように行うのでしょうか。

（宇野浜益生涯学習課長）市のホームページのほか、広報メモを配信してマスコ

ミにも紹介してもらいたいと考えています。また現在、道の駅「あいろんど厚田」の掲示コーナーにて、郷土資料館の再オープンにあたっての周知のポスターやチラシの作成を担当部署のほうから依頼されており、こちらのほうを作成しまして道の駅でも周知できるような形でと考えております。他にも周知効果が高いものがあれば取り組んでいきたいと考えています。

(山本委員) わかりました。

(松尾委員) 今のご質問に関連して、一般観覧者への無料開放について、帰省された方々にも浜益の歴史文化に触れてもらいたいという話もありましたので、そういう方たちにも目に付く方法を、例えば目につきやすいようポスターを設置するなどご検討していただければと思います。

(鎌田教育長) そうですね。国道からの入口、侵入道路のところに立て看板を立てるなどが一番目立つのかなと思います。事務局でご検討してください。

(宇野浜益生涯学習課長) 周知方法につきまして、帰省された方にどう伝えるかですが、先ほど申し上げた方法のほかに区内の回覧を行うことを考えています。もちろん他にもご指摘していただいた周知方法を可能な限り考えたいと思います。

(松尾委員) 展示方法等の工夫、改善にあたって、ニシン漁の変遷がわかるようにという話がありましたが、ニシン漁の形態というのは年代ごとに変わってきているものなのでしょうか。

(宇野浜益生涯学習課長) 大きく明治時代、大正時代、昭和時代と変遷があります。そもそも写真を年代別に展示しようというのは、これまでの展示では、大正時代、昭和時代、そしてまた大正時代というふうにバラバラに展示されており、例えば、手作業をしている風景写真が展示されている中に、機械で作業している写真があって、同じ時代のものなのかどうかわからないものが散見されたものですから、誤解のないように年代別にわかるようにしようというものです。年代別に違うのかというのは、「船の形」が機動的になるよう小型化されているということで、大元のニシンを捕った船から、陸に運ぶ小さな船への組み替えるときに、大きな船の形状が変わったことにより、小型の船も合理的な形状が変わったこと。その船が変わった時代などがわかるような表記をしたいと考えています。

(松尾委員) わかりました。産業史の変遷としても面白い展示になると思うので期待しています。

(鎌田教育長) 他に質問はございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項③につきましては了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項③を了解しました。

報告事項④「食物アレルギー対応給食の提供について」

(鎌田教育長) 次に、報告事項④「食物アレルギー対応給食の提供について」、事務局より報告をお願いします。

(小島学校給食センター長) 私から「食物アレルギー対応給食の提供について」ご説明申し上げます。資料の7ページをご覧ください。現在、本市の学校給食におけるアレルギー対応は、食物アレルギー等を持つ児童生徒に対し、保護者からの申出により、牛乳を麦茶に変更するほか、毎月の使用食品を詳細に記載した献立表を、通常の献立表のほかに対象児童生徒に配付し、アレルギー物質を含む献立の場合は、児童生徒自らによる除去や、あるいは食べないといった判断をお願いしているところではありますが、学校給食センターでは、これらに加え「卵の除去食」及び「卵、乳及び乳製品が含まれる加工品の代替食」の提供を開始いたします。なお、食物アレルギー対応給食の提供は石狩市学校給食センターのみの対応となります。厚田学校給食センターでは、これまでと同様に、牛乳を麦茶への変更及びアレルギー明示献立表の配付を行います。食品別対応例でご説明いたしますと、卵の除去食におきましては「親子丼の具」は卵なしのものに、「卵スープ」、「かきたま汁」は「卵なしの汁物」に、「ちゃんぽん麺」、「中華煮」、「八宝菜」等は「うずらの卵なし」のものを給食センター内のアレルギー調理室で個別に調理し、提供いたします。卵入り加工食品や乳及び乳製品入り加工食品は、それぞれ卵や乳を使用しない加工品を代替食として提供いたします。提供開始

時期は、「卵、乳及び乳製品入り加工食品の代替食」を本年9月分献立から、卵除去食は10月分献立から提供することとしております。現在の対象者数は、卵除去食が15名、卵入り加工食品の代替食が13名、乳及び乳製品入り加工品の代替食が5名となっており、対応食提供の実人数では18名となっております。なお、これらアレルギー対応給食の提供をスムーズに進めるよう、当センターにおきまして学校給食センターにおける食物アレルギー対応給食の提供マニュアルを作成いたしまして、7月20日（金）に対象の児童生徒及び学校は対象児童生徒のいない学校も全て含めまして、配付したところでございます。なお本マニュアルにつきましては市のホームページでも公開しております。

今後は保護者に対し、実際の提供開始にあたりお子さんへの指導・注意喚起をお願いするとともに、学校内でも対象児童生徒の担任のみならず、校長をはじめ、全教職員や配膳員も含め、学校全体で食物アレルギーに対する意識を高めていくよう働きかけながら、実施に向けて取り組んでまいります。私からの説明は以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局より説明がありましたが、この件についてご質問等はありませんか。

（松尾委員）アレルギー対応給食で使用する食器というのは、どのようなものを使用する予定ですか。

（小島学校給食センター長）アレルギー対応給食は、対象児童生徒の名前を書いた個別の容器に入れて提供し、その中に対象児童生徒への食器も入っています。その食器は通常の児童生徒が使用する食器とは材質も色も若干違うものを使用し、明らかにアレルギー対応給食専用の食器だとクラス内でもわかるものを対応する予定です。

（松尾委員）今回は「卵」、「乳及び乳製品入り加工食品」といったものですが、他にもアレルゲンはいろいろあると思いますが、それらに対して今後の見通しがあれば教えていただきたいです。

（小島学校給食センター長）当面は、「卵」、「乳及び乳製品入り加工食品」を対象としますが、一度にあまり対象食物を拡げることは事故に繋がりがかねない可能性もありますので、まずは「卵」「乳及び乳製品入り加工食品」の提供を無事に軌道にのるよう努めながら状況をみて判断をしていきたいと考えております。

(松尾委員) 対応を考えていかなければならない順番として、アレルギー症状が重篤化しやすいものと、対象人数が多いものという2つのものがあると思いますが、そういう部分の観点でもう少しこれが課題であると感じるものがあれば教えていただきたいのですが。

(小島学校給食センター長) アレルギーを起こす対象物質につきましては、本市の児童生徒では卵と乳が多いのですが、その次に海老と蟹が多く、例えば、海老・蟹が生息しているところで採れた海藻類も駄目だという重篤な児童生徒もいます。アレルギー物質が偶発的に混入する「コンタミネーション」という観点から、対象食物を拡げないほうがいいといった文部科学省からの指針も出ています。一般的な食材には魚しょう系のものがかなり含まれており、魚しょう系のものを除去するというのはかなり難しい状況となっています。そういった児童生徒のことも踏まえながら、児童生徒数とアレルギーの重篤の頻度を学校の方とも連携しながら対応方法を考えていきたいと思っております。対応方針として、現在学校給食でそもそも提供していない蕎麦、キウイフルーツ、生魚、生もののほかに、野菜も加熱したものを提供するといった手法を組み合わせながら行っていきたいと考えております。

(門馬委員) 対象の実人数が18名ということでしたが、これ以外にもアレルギーで学校の給食が食べられないという児童生徒もいますよね。今年度から医師の診断書が必要になりましたが、どのくらいの児童生徒から医師の診断書の提出がありましたか。

(小島学校給食センター長) 門馬委員のおっしゃるとおり、今年度から食物アレルギー対応給食を提供するにあたり、医師の診断による学校生活管理指導表の提出を必須としたところであります。現在、私どもで学校生活管理指導表を受理してアレルギー対応食を希望する児童生徒、またアレルギー明示献立表を希望する、いわゆるアレルギーをもった児童生徒につきましては、42名となっております。

(門馬委員) 学校では給食の準備の時に大きな食缶容器が教室に運ばれて、それぞれ食器に盛り分けての提供となっていますが、アレルギー対象の児童生徒には別の食缶が運ばれているのですか。

(小島学校給食センター長) 保冷機能のついた個別のケースの中に卵除去食を入れる専用の容器があり、その中に対応給食と食器を入れて、個別ケースごとに

対象児童生徒の名前を書いた対応給食を、各学級に運ぶ食缶に添えて、対象の児童生徒に提供するという流れになっています。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他に質問はございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項④を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項④を了解しました。

報告事項⑤「学校給食費の未納者に対する支払督促申立について」

(鎌田教育長) 次に、報告事項⑤「学校給食費の未納者に対する支払督促申立について」、事務局より報告をお願いします。

(小島学校給食センター長) 私から「学校給食費の未納者に対する支払督促申立について」、ご説明申し上げます。資料の 8 ページをご覧ください。学校給食費の未納者に対しては、これまでも督促状や催告書の送付、職員による電話や訪問等により繰り返し納付を促してきたところですが、近年は収入未済額が増加しており、これまでと違う何らかの対策が必要であることから、民事訴訟法第 382 条に基づく支払督促の申立を行うこととして準備を進めて参りました。対象者の抽出にあたりましては、平成 27・28 年度分に未納があり、平成 29 年度からこれまでに一度の納付もなく、かつこれまで行ってきた催告や督促に対しても一切の反応、連絡もない者に対し、未納額の一括納付を求める最終納付催告書を内容証明郵便で発送したところ、完納した者、分割での納付を申し出て一部納付した者、個別対応中の者等があり、さらに本年度新たに就学援助の対象となった者を除いた 9 名は極めて悪質であり、これまでと同じ対応では納付がなれないと判断し、支払督促申立の対象といたしました。これら 9 名に対し、未納給食費、遅延損害金及び支払督促申立手続費用の支払を求め、本年 6 月 28 日に

札幌簡易裁判所に支払督促の申立を行ったところであります。未納給食費の請求合計額は 830,027 円であります。支払督促申立後の状況ですが、7 月 4 日に裁判所より債務者あてに支払督促が発付されました。現在の状況ですが、7 月 6 日に送達になった者、これは相手方が受け取ったという意味であります、この者が 2 名、7 月 7 日に送達になった者が 2 名の、計 4 名となります。残りの 5 名は不在のため不送達となったことから、それらの者に対して休日指定特別送達・就業場所送達の手続きを進めています。また、送達になった者 4 名につきましては、2 週間の異議申立期間が終了しましたが、2 名の者から異議申立がなされたことから支払督促の手続き自体が失効し、通常訴訟の手続きへ移行することとなっております。異議申立 2 名の内容ですが、1 名の分は分割納付を求めるものであり、もう 1 名は今朝確認したところまだ届いておらず異議の内容については不明です。今後 2 名の者については訴訟手続きと移行することになりますので、本定例会においては次回の 8 月定例会について内容を報告し、承認を求める手続きとなりますのでご承知おきください。なお、給食費は市税や公課等の公債権とは違い、私債権であることから、債務者が時効の援用（時効の援用とは、時効の利益を受けることを相手に伝えること）がなければ消滅せず、事実上徴収不可能な債権が累積して、債権回収業務が非効率になりがちであります。石狩市債権の管理に関する条例第 14 条では、時効の援用がなされていない債権であっても、その回収の見込がない場合には債権を放棄することができるとされております。今後、支払督促申立等、法的手続きも行いながら収納対策を進めるにあたり、本条例を適用し、昨年度の未納給食費のうち、事実上徴収が難しい案件については不納欠損処分を行ったところであります。学校給食の提供を受けながら、その費用を支払っていないことは、著しく負担の公平性に欠けることであり、悪質な未納者に対しては法的手段も含め、毅然とした対応を取ってまいりたいと考えております。私からの説明は以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局より説明がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

（松尾委員）送達された 4 名のうち 2 名は異議申立されたということで、残りの 2 名は今のところどういう状況でしょうか。

（小島学校給食センター長）

残りの 2 名については、異議申立をしなかったことから今後は仮執行宣言の申立という手続きに進むこととなります。仮執行宣言の申立というのは裁判所が支払督促に執行力を付与するものであり、今後の手続きで強制執行をする場

合には必要債務名義として必要になることから、その手続きもあわせて現在進めています。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項⑤を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項⑤を了解しました。

報告事項⑥「鮭の博物誌刊行中止に伴う事後処理の状況について」

(鎌田教育長) 次に、報告事項⑥「鮭の博物誌刊行中止に伴う事後処理の状況について」、事務局より報告をお願いします。

(佐々木生涯学習部長兼文化財課長) 鮭の博物誌につきましては刊行中止によりまして各方面に多大なご心配、ご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく存じているところでございます。この事後処理でございますが、原稿執筆者、編集事業者、さらに印刷事業者とそれぞれ進めてまいりました。それについてご報告させていただきます。

まず一点目の、原稿執筆者との協議についてでございますが、市外の研究者4名と、構成検討委員会のメンバー4名に原稿の執筆にあたってもらいましたのでこれらの方々と協議をしてまいりました。その内容につきましては、石狩市がいただいた原稿は引き続き石狩市でお預かりしまして、出版する権限を引き続き持つこと。すでにお支払いした原稿料については返還を求めないとしております。また市では企画を練り直して、なんらかの形で本を出版したいと考えておりますが、その際に原稿の大幅な修正などが必要になった場合は改めて応じていただけるか協議するとしています。この内容については6月28日までに全員から了承をいただきました。

次に、二点目の編集委託先との協議についてですが、7月6日に協議が成立し、合意の内容といたしましては、平成30年2月8日、これは編集委託業務の完成検査日ということですが、その日に遡って編集委託契約を解除するという。この編集委託契約の中で合意解除についての条項があるのでそれを適用し解除します。また合意解除した場合、相手方は「石狩市に損害賠償を求めることができる」という契約条項がありますが、今回については相手方は市に損害賠償は求めないということになりました。そして石狩市は相手方に委託料全額324万円を支払っているが、そのうち253,152円を石狩市に戻していただく。この金額というのは、委託の中で予定をしていた市が作成するはずだった原稿のデータ化に要する作業相当の金額でございます。協議は7月6日に成立し、7月17日に市への返済金の入金を確認したところです。

三点目の印刷契約先との協議については継続中であり、すでに29年度分の作業に対する部分払いの313,632円をお支払いしておりますが、それ以外には損害賠償は発生しないということで相手方と了解をいただきましたので、現在、最終的な協議書の作成手続き中でございます。近日中にこちらも取り交わしになるかと思えます。

各方面にご心配ご迷惑をおかけしてきましたが、これによって直接的な事後手続きは全て完了する見通しとなりました。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局より説明がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか

(松尾委員) 直接的なものについては、処理が終わったというところだと思いますが、今後について先ほどのご説明の中にもあったように出版を目指したいというお話がありましたけど、その部分のスケジュールや構想など考えている部分があれば教えていただければと思います。

(佐々木生涯学習部長兼文化財課長) これについては、市部局も交えて相談をしなければ方向性をすぐに出すことは難しいと考えております。そもそもこの鮭の博物誌というのが石狩市史・石狩町史に継ぐようなものに最終的に繋がっていくということでスタートした経緯があるようですし、この鮭の博物誌という路線をどこまで色濃くだせるか、あるいは、もしかしたら石狩市史の方にシフトしていくかもしれませんし、そのあたりを今後市部局と詰めていかなければ今後の見通しというのも出てこないのかなと思っております。

(松尾委員) その検討というのは、いつ頃行われる予定ですか。

(佐々木生涯学習部長) もうすでに始まってはおりますが、方向性を出すにはまだまだ時間がかかるだろうと思います。

(門馬委員) 石狩市史、町史の話がありましたが、最新の市史が出されたのはいつごろですか。

(佐々木生涯学習部長兼文化財課長) 平成 10～11 年頃であったかと思います。

(門馬委員) わかりました。

(松尾委員) 今年度、鮭の博物誌の編纂にあたって、教育委員会の組織体制を一度変更したということですがその部分について今後はどのようなになりますか。

(佐々木生涯学習部長兼文化財課長) この鮭の博物誌に係る平成 30 年度の作業を見据えて、私が文化財課長を兼務して、地域資料担当の参事を置いたのですが、鮭の博物誌の刊行事業そのものはなくなりましたが、地域資料の整理、端的に言いますと、例えば図書館と資料館、これがどのような役割分担で歴史資料を保管していくのか、そのあたりの線引きをする作業というのが本来の地域資料担当参事の果たすべき役割なのですが、その方針が定められておりませんので、今後しっかりと進めていくということで、今年度中はこのような体制で進めていきたいと考えております。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 先ほど事務局から説明がありましてとおり、刊行に向けてどういう体制でやるかも含めて、当然に人事、体制、予算も絡んできますのでそういう時期に、ある程度の目途も立つのではないかと思いますので、改めてご報告をさせていただきたいと思います。

(鎌田教育長) それでは、他にご質問等がないようですので、報告事項⑥を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項⑥を了解しました。

日程第 6 その他

(鎌田教育長) 次に、日程第 6 「その他」を議題とします。事務局から何かございますか。

なし

(鎌田教育長) 教育委員の皆さんから何かございませんか。

なし

(鎌田教育長) それでは以上で、日程第 6 その他を終了します。

日程第 7 次回会議の開催日程

(鎌田教育長) 次に、日程第 7 次回会議の開催日程ですが、次回は 8 月 28 日の火曜日、13 時 30 分からの開催を予定しております。また、先ほど安崎総務企画課長からありましたとおり、8 月 21 日の火曜日、9 時 30 分に臨時の教育委員会会議を行いたいと思いますので、宜しく願いいたします。以上をもちまして、公開案件は終了します。非公開案件の説明員以外の方は、ご退席願います。

【非公開案件の審議等】

15 時 00 分～15 時 06 分

閉会宣告

(鎌田教育長) 以上を持ちまして、7月定例会の案件は、全て終了いたしました。
これを持ちまして、平成30年度教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。

閉 会 15時07分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第2号 平成30年度石狩市奨学生の決定について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年8月28日

教 育 長 鎌 田 英 暢

署名委員 門 馬 富士子